

平成 20 年 6 月 25 日

各 位

会社名	株式会社 グッドウィル	
代表者名	代表取締役社長	中元 一彰
問合せ先	執行役員 広報室長	脇尾 茂
	(TEL . 03-5770-7671)	

当社の事業の廃止に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 25 日開催の取締役会において、平成 20 年 7 月 31 日を目処として、下記の通り当社の全ての事業を廃止する事及びこれに伴う当社内勤従業員に対する合意退職の申入れを行うことを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 事業の廃止の経緯及び理由について

当社は、平成 20 年 1 月 11 日付で、東京労働局より、「労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令」を受け、事業の停止及び事業の改善に努めてまいりました。

十分なコンプライアンス体制を維持する一方、当社は東京労働局から受けた事業停止処分明け以降、営業収益の回復が見込み以上に遅れる等、極めて厳しい資金収支状況が続いており、当社の事業の他社への譲渡、もしくは同事業の大幅縮小を検討せざるを得なくなっておりました。

こうした中、本年 6 月 3 日の当社の従業員が逮捕され、その後、本年 6 月 24 日当社の従業員 3 名に対し略式命令が発せられ、同日、罰金を納付致しました。これら当社の従業員の行為は「会社の業務」に関するものとして両罰規定が適用され、当社についても略式命令が発せられ、同日、罰金を納付しましたが、これにより当社の一般労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業にかかる許可が取消される可能性が高くなりました。

このような状況下、当社の事業継続並びに他社への事業譲渡の可能性は事実上途絶えたと判断せざるを得ず、当社の事業を全て廃止することを決議致しました。

お取引先、派遣スタッフ及び内勤従業員、並びに関係先の皆様には大変なご迷惑をお掛けします事、深くお詫び申し上げます。

当社と致しましては、当社の従業員の雇用の確保の為に最大限の努力を致します。

2. 当社の内勤従業員の処遇について

当社は、本日、平成 20 年 7 月 31 日を目処として全ての事業を廃止すると共に、内勤従業員に対して本年 7 月末を退職日とする合意退職の申入れを行う事を決議致しました。当社は、従業員の雇用の確保の為に最大限の努力を致します。

(1) 当社は、派遣労働者の雇用の確保の為、派遣先への直接雇用を働きかけると共に、内勤従業員についても再就職の斡旋を行う等、全ての労働者の雇用の確保に努め、とりわけ障害を持つ従業員については個々の事情に応じた配慮を行います。また、社団法人日本人材派遣協会等に協力をお願いし、加盟企業に当社の派遣労働者及び内勤従業員のうち、希望する者の雇用受入れを要請致します。

(2) 当社は、全ての労働者の賃金について適正な支払いを行います。

(3) 平成 19 年 6 月 21 日にお知らせした当社に係る「データ装備費」のお支払い対応については、当社において引き続き継続し、その相談窓口を設置します。

(4) 上記のほか、当社は、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法等労働関係諸法令の遵守の徹底を図ります。

3. 日程

平成 20 年 6 月 25 日 取締役会決議

平成 20 年 7 月 31 日 事業廃止予定

以 上